（第10条関係）

飯田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付申請における誓約書（オフィス開設事業者）

　年 　　月 　　日

飯田市長

飯田市サテライトオフィス等開設支援補助金の交付申請に当たり下記のことを誓約します。

記

１ 私は、次の全部の事項に該当しません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「法」という。)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員(事業者の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第６号において同じ。)である事業者

(4) 暴力団員が業務統括者(支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事業所その他の組織の業務を統括する者をいう。第4号において同じ。)である事業者

(5) 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者

(6) 次に掲げる行為をした事業者(当該事業者が法人である場合にあっては、役員又は業務統括者が当該行為をした事業者)

ア 自己若しくは自己の関係者の利益を図り又は特定の者に損害を加える目的で、暴力団の威力を利用する行為

イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

ウ イに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない金品その他の財産上の利益の供与をする行為

エ アからウまでに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる行為

２ 本補助金を使って開設したサテライトオフィス等を、開設後３年以上運用します。

３ サテライトオフィス等開設後３年間は、飯田市から求められた場合、運用状況に係る報告を行います。また、飯田市から求められた場合、調査や情報発信等に協力します。

４ 飯田市へのオフィス開設をホームページ等で公表し、また飯田市でのテレワーク及び移住体験をＳＮＳ等で情報発信します。

５ 市税に未納がないことを確認するため、納付状況を照会することに同意します。

以上

住所又は所在地

サテライトオフィス等利用者　氏名又は名称

代表者役職･氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（第10条関係）

飯田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付申請における誓約書（オフィス整備事業者）

　年 　　月 　　日

飯田市長

飯田市サテライトオフィス等開設支援補助金の交付申請に当たり下記のことを誓約します。

記

１ 私は、次の全部の事項に該当しません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「法」という。)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員(事業者の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第６号において同じ。)である事業者

(4) 暴力団員が業務統括者(支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事業所その他の組織の業務を統括する者をいう。第4号において同じ。)である事業者

(5) 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者

(6) 次に掲げる行為をした事業者(当該事業者が法人である場合にあっては、役員又は業務統括者が当該行為をした事業者)

ア 自己若しくは自己の関係者の利益を図り又は特定の者に損害を加える目的で、暴力団の威力を利用する行為

イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

ウ イに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない金品その他の財産上の利益の供与をする行為

エ アからウまでに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる行為

２ 本補助金を使って開設したサテライトオフィス等を、空き物件の整備後、３年以上継続してサテライトオフィス等として賃貸借できるように維持及び管理します。

３ サテライトオフィス等開設後３年間は、飯田市から求められた場合、運用状況に係る報告を行います。

４ 市税に未納がないことを確認するため、納付状況を照会することに同意します。

以上

物件所有者　住所又は所在地

　 氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞